

兵庫県公報

平成20年3月14日 金曜日 第1961号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
図書類審査団体の指定（青少年課）	1
救急病院の認定（医務課）	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	2
争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	3
市営土地改良事業の計画変更同意（農地整備課）	4
土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	5
平成20年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（移動制限）（豊かな森づくり課）	5
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
同上（同）	6
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	6
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	7
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	8
正 誤	
平成17年10月18日付け兵庫県公報第1715号中	9

告 示

兵庫県告示第240号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第12条第2項第4号の規定に基づき、図書類の内容が青少年に与える影響について審査を行う団体として、次の団体を指定し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 理 由	次の図書類審査団体が行う審査に係る規定、基準等のうち、青少年愛護条例第9条第1項第2号から第5号までの規定に該当するものは、有害図書類（ゲームソフト）に係る青少年愛護条例の目的達成上適切であり、かつ、当該団体は、上記の規定、基準等による審査を適切に行い得ると認める。
団 体 の 名 称	特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構
主たる事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町2丁目3番1号 神田高野ビル4階
青少年愛護条例第12条第2項第4号に規定する当該団体が定める方法	次の例により、包装の表面に印刷し、またはシールを貼ることにより表示する。 14mm 11mm

兵庫県告示第241号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 名称 | 公立浜坂病院 |
| | 所在地 | 美方郡新温泉町二日市184番地の1 |
| | 認定年月日 | 平成19年12月26日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年12月25日 |
| 2 | 名称 | 医療法人伯鳳会 赤穂中央病院 |
| | 所在地 | 赤穂市惣門町52番地の6 |
| | 認定年月日 | 平成19年11月18日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年11月17日 |
| 3 | 名称 | 市立加西病院 |
| | 所在地 | 加西市北条町横尾1丁目13番地 |
| | 認定年月日 | 平成20年1月29日 |
| | 認定の有効期限 | 平成23年1月28日 |
| 4 | 名称 | 中谷整形外科病院 |
| | 所在地 | 加古川市平岡町新在家105番地 |
| | 認定年月日 | 平成20年1月29日 |
| | 認定の有効期限 | 平成23年1月28日 |
| 5 | 名称 | 医療法人社団仙齡会 はりま病院 |
| | 所在地 | 加古川市尾上町長田525番地 |
| | 認定年月日 | 平成20年1月29日 |
| | 認定の有効期限 | 平成23年1月28日 |
| 6 | 名称 | 医療法人社団せいわ会 たずみ病院 |
| | 所在地 | 加古川市別府町新野辺1429番地の10 |
| | 認定年月日 | 平成20年1月29日 |
| | 認定の有効期限 | 平成23年1月28日 |
| 7 | 名称 | 神鋼加古川病院 |
| | 所在地 | 加古川市平岡町一色797番地の295 |
| | 認定年月日 | 平成20年1月29日 |
| | 認定の有効期限 | 平成23年1月28日 |
| 8 | 名称 | 兵庫県立加古川病院 |
| | 所在地 | 加古川市加古川町粟津770番地の1 |
| | 認定年月日 | 平成20年1月29日 |
| | 認定の有効期限 | 平成23年1月28日 |
| 9 | 名称 | 第2西原クリニック |
| | 所在地 | 伊丹市野間8-5-10 |
| | 認定年月日 | 平成20年2月19日 |
| | 認定の有効期限 | 平成23年2月18日 |

兵庫県告示第242号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 播州ケミカル株式会社
 佐用郡佐用町家内481の1
 代表取締役 武 富 正 幸
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 播州ケミカル株式会社
 佐用郡佐用町家内481の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	11号水 水洗式脱臭施設	
能	力	18,000Nm ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6	8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	500
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	300
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	150	230
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	5	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	45	50	

備考 別工程で節水を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 3月14日から同年 4月 4日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び佐用郡佐用町住民課

兵庫県告示第243号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、平成20年 3月 4日に、神戸市長田区腕塚町 3丁目 2番 2号新長田サンヨービル 2階兵庫県医療労働組合連合会執行委員長長谷川せい子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成20年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が主張する次の事項について

医療・福祉労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現のため、誰でも一万円以上の賃上げ、職

能給等あらゆる査定反対、増員の実施に関する要求ほか

2 日時

平成20年3月15日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

尚生会湊川病院	神戸市兵庫区湊川町3-13-20
同 アネックス病院	同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1しあわせの村内
医療法人寿栄会有馬高原病院	同 市同区长尾町上津4663-3
済生会兵庫県病院	同 市同区藤原台中町5-1-1
姫路医療生活協同組合姫路共立病院	姫路市市川台3-10
同 姫路共立歯科診療所	同 市亀山212-3
同 網干診療所	同 市網干区和久2-2
神戸医療生活協同組合協同歯科診療所	明石市大蔵谷狩口台192-3
同 ひまわり診療所	同 市二見町東二見大郷183-1
同 きたすま歯科診療所	神戸市須磨区妙法寺荒打314-1
同 神戸協同病院	同 市長田区久保町2-4-7
同 いたやどクリニック	同 市同 区庄山町1-9-12
同 いたやど歯科	同 市同 区庄山町1-9-18
同 番町診療所	同 市同 区三番町2-6-3
同 みつわ診療所	同 市同 区腕塚町2-2-5
神戸健康共和会生田診療所	同 市中央区下山手通9-1-3
同 大石川診療所	同 市灘区篠原南町5-1-1
同 東神戸診療所	同 市中央区八雲通6-2-14
同 柳筋診療所	同 市同 区神若通4-2-24
同 東神戸病院	同 市東灘区住吉本町1-24-13
尼崎医療生活協同組合生協病院	尼崎市南武庫之荘11-12-1
同 生協歯科診療所	同 上
同 萌クリニック	尼崎市南武庫之荘10-62-17
同 戸ノ内診療所	同 市戸ノ内町3-29-8
同 戸ノ内歯科診療所	同 上
同 潮江診療所	尼崎市下坂部1-7-7
同 東尼崎診療所	同 市杭瀬北新町1-13
同 長洲診療所	同 市長洲西通2-19
同 ナニワ診療所	同 市神田中通9-291
同 本田診療所	同 市大庄西町2-29-15
宝塚医療生活協同組合良元診療所	宝塚市大成町10-45
同 高松診療所	同 市御所の前町15-21
兵庫医科大学篠山病院	篠山市山内町75
明石市医師会立明石医療センター	明石市大久保町八木743-33

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

兵庫県告示第244号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
豊岡市	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進)	江野地区	平成20年2月21日
西脇市	基盤整備促進事業	羽安地区	平成20年2月29日

兵庫県告示第245号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名
西脇市	羽安地区

兵庫県告示第246号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第5号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

県内全域。ただし、尼崎市、伊丹市、加古郡稲美町、同郡播磨町及び淡路市を除く。

(2) 期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条をいい、用材及び薪炭材であるものを含む。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

4 命令をしようとする理由

1(1)の区域の松林及びその周辺の松林において、平成19年度に被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

兵庫県告示第247号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省大阪航空局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

平成20年 2月21日から同年 3月28日まで

- 3 作業地域
川西市南部

兵庫県告示第248号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量(4級基準点計画図作成)
- 2 作業期間
平成20年 2月28日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市大庄川田町西部

兵庫県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 3月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 3月14日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	篠山市牛ヶ瀬字ヒエンド76番1から 同 市犬飼字西久保木ノ坪539番1まで	旧	8.0から 14.0まで	168.0	
		新	16.0から 21.0まで	168.0	

兵庫県告示第250号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成20年 3月14日から適用する。

平成20年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「	同 東灘支部	神戸市東灘区御影中町	」
を	同 東灘支部	神戸市東灘区住吉東町	」

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人歴史文化財ネットワークさんだ

イ 代表者の氏名 堺 久仁子

ウ 主たる事務所の所在地 三田市狭間が丘2丁目6番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、三田市民をはじめとする広く一般の人々に対して、三田の歴史や文化財への理解と関心を深めてもらうことを旨とし、それらを活用した学習支援や情報発信及びさまざまな事業を行うことで郷土愛を育てかつ郷土の歴史を伝え、地域の歴史遺産や文化財を活力としたまちづくりや地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人総合型スポーツ振興会

イ 代表者の氏名 岸田和之

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区行幸町4丁目4番34号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人までスポーツを楽しむあらゆる人々に対してスポーツ競技者の養成事業、スポーツの指導者育成事業、スポーツ関係者のネットワーク創出事業、高齢者・障害者のスポーツ支援事業、スポーツ施設等の指定管理による管理運営事業及びスポーツと健康についての情報発信事業を行い、健全で安全な社会の実現とスポーツを通じた地域振興に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人MCままーず

イ 代表者の氏名 渡邊紀子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区森北町2丁目3番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の子育て支援を必要とする親子等に対し、保育及び教育事業等の子育て支援に関する事業を行い、子どもの虐待防止及び地域家庭における子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ASIMセラピストASSOCIATION

イ 代表者の氏名 増田美佐子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市平田町3番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、テーピングやアロマセラピーを始めとして、健康生活づくりに関する事業を行い、広く地域福祉に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人みつくす
イ 代表者の氏名 神尾由美
ウ 主たる事務所の所在地 明石市鳥羽1176
エ 定款に記載された目的

この法人は、おもに就園前の児童及び園児とその保護者に対して、就園困難な年齢層を含む保育と発育相談、子育てを介した地域交流に関する事業を行い、子どもの発達と成長に応じたリズムのある保育を行うことによって、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人つづみの里
イ 代表者の氏名 谷掛康弘
ウ 主たる事務所の所在地 篠山市本郷ワの坪1266番地
エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、高齢者の生きがいづくり及び子どもが健やかに育つ場づくりに関する事業を行い、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人こどもコミュニティケア
イ 代表者の氏名 末永美紀子
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区学園東町6丁目9番地の8
エ 定款に記載された目的

この法人は、家庭・助産・保育・教育・看護・医療等の社会的諸機能の連携を図り、個々の子どもの内的要求に添った成長と健康を支援する事業と、子どもの人権擁護を基礎とした子育て環境の充実と発展のための提言事業を行い、もって、身体的、精神的、社会的にさまざまな状況にある子どもたちがよりすこやかにいきいきと成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人PARIF
イ 代表者の氏名 山田良一
ウ 主たる事務所の所在地 姫路市砥堀845番地9
エ 定款に記載された目的

この法人は、教師や保護者等、子どもの教育に携わる全ての人々に対して、具体的に教育技術を身につける事業、教師や保護者相互の情報提供事業、教育課題解決への相談事業等より高い教育観を構築できる事業を通じて、子どもたちにより質の高い教育環境を形成するとともに、子どもたちに学ぶ楽しさや充実した体験を与えることで、子どもたちのより健全な育成に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成20年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人NPO KOOBOSORA JP
イ 代表者の氏名 浅井直美
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区下山手通3丁目4番地3号浅井ビル2F
エ 定款に記載された目的

この法人は、日本とフィリピンの市民が相互に理解を深めるための交流事業、フィリピン人学生の勉学と就学を支援する事業及び就学児童の保育事業を行い、1人1人の子供が自分らしく豊かに成長できる地域社会づくり及び真の国際理解に通じる市民社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平

成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請のあった年月日 平成20年2月29日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人ふるさと

(2) 代表者の氏名 前田次夫

(3) 主たる事務所の所在地 朝来市澤181番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく介護予防サービス、居宅サービス事業等を行い、福祉の町づくりに寄与することを目的とする。

正 誤

平成17年10月18日付け(兵庫県公報第1715号)

兵庫県告示第1112号(昭和45年兵庫県告示第397号の7(兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例に規定する知事の指定する土地改良事業及び面積)の一部改正)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
10	下から15	第397号	第394号